

広島県告示第八百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十五年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

安芸太田町

二 事業の種類

安芸太田病院新本館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字泓及び大字下筒賀字大田原地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

安芸太田病院は、地方公共団体が設置する病院であるため、法第三条第二十四号に該当する。したがつて、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

安芸太田病院新本館建設工事（以下「本件事業」という。）の起業者である安芸太田町は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項の規定による病院開設許可事項の変更許可を広島県知事から得ており、安芸太田病院事業の設置等に関する条例（平成十七年条例第三十二号）を改正することとしていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。したがつて、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、起業者が、広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字泓及び大字下筒賀字大田原地内において、安芸太田病院（以下「当病院」という。）の病院建物の建設及び外来駐車場を整備するものである。

当病院は、近年において高度化・多様化する医療に対する要望に応え、高度医療機器の導入や診療科目及び病床の増設を行い、本館の増改築、東館及び西館を増築するなど施設の拡充を図ってきた。また、広島県北西部地域において、一般病床を備えている唯一の病院であることから、当該地域の一次救急医療の大半と二次救急医療を担っており、平成十四年には過疎地域の医療支援の役割を担う広島県へき地医療拠点病院として指定を受けるなど、地域の中核病院としての責務を果たしている。

しかし、当病院の本館は、昭和五十六年に改正された建築基準法施行令（昭和二十

五年十一月十六日政令第三百三十八号)の新耐震基準以前の建物であることから、起業者が耐震診断を行った結果、耐震性がないことが判明しており、地震等の大規模災害が発生した場合に、医療機関としての機能を十分發揮できないおそれがある。また、本館及び東館においては、設備や施設の老朽化が進行し、狭隘な診察室、検査室及び手術室が、進歩する医療機器の導入や医療機能の維持向上への阻害要因となっている。さらには、高齢化率の高い地域でありながら、多機能トイレの未設置、幅員狭小な廊下、段差のある通路など、高齢者や障害者に配慮した施設整備についても不十分である。

一方、外来者の通院手段は、約八割が自家用車であるが、駐車場は過去の増改築事業により、敷地自体が手狭になっていると同時に非効率的な施設配置となっているため、病院敷地内には四十六台分しかない。このことから、近隣土地を借地することによって病院敷地外に駐車場を確保しているが、病院までの移動が不便なことはもとより、町道を横断することとなるため、利用者は事故の危険性にさらされている。また、病院敷地内の駐車場が満車の場合には、町道への路上駐車及び病院敷地内の駐車禁止区域並びに駐車場の通路に駐車していることもあり、地域住民の安全かつ円滑な通行、救急車両や介護車両の通行にも支障をきたしている。

このような問題に対処するため、本館及び東館を解体撤去し、新本館を建設するとともに、百二十二台分の外来駐車場の整備を行う本件事業を計画したものである。

本件事業が完成すれば、病院建物の老朽化及び狭隘化が改善され、高度医療化に向けた診療体制の整備が図れることになり、同時に快適性を備えた療養環境が整備され、利用者にとって利便性の高い施設となる。また、全館に耐震性を持たすことにより、災害発生時でも医療活動が継続できる施設整備を図るとともに、迅速に医療救護活動が行える体制を整備できるものである。さらに、駐車場を病院敷地内に整備することで、利用者が町道を横断する必要がなくなるため、安全性及び利便性が向上することとなり、同時に町道への路上駐車が解消されることによって、地域住民の安全かつ円滑な通行が確保され、加えて病院敷地内の駐車禁止区域及び駐車場の通路への駐車も解消されることで、救急車両や介護車両の円滑な通行が確保されることとなることから、得られる公共の利益は大きいものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法(昭和二十五年法律二百四十四号)により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく動植物について、現地調査及び「広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、当病院敷地南東側案（以下「申請案」という。）のほか、当病院敷地南側案及び当病院敷地西側案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、事業費が最も廉価となることから、社会的・技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(二)で述べたように、災害発生等を見据えた医療体制が整備され、病院利用者の利便性が向上されるとともに、周辺町道への路上駐車や病院敷地内の駐車禁止区域への駐車が解消されることで、安全かつ円滑な交通が確保されることからできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十條第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県山県郡安芸太田町役場総務課